

久留米市災害対策本部支援システムの導入に係る業務委託
公募型プロポーザル実施要項

令和元年 8 月

久留米市

1 目的

本要項は、「久留米市災害対策本部支援システムの導入に係る業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

久留米市災害対策本部支援システムの導入に係る業務委託

(2) 業務内容

久留米市災害対策本部支援システムの導入を実施する業務（詳細は「久留米市災害対策本部支援システムの導入に係る業務委託調達仕様書」のとおり）

(3) 業務期間

契約締結の翌日から令和2年3月31日まで

(4) 業務場所

久留米市役所本庁

3 提案上限額

18,134,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

令和元年	8月13日（火）	公募開始
令和元年	8月23日（金）	参加申込書等への質問書受付締切
令和元年	8月27日（火）	参加申込書等への質問書に対する回答
令和元年	8月30日（金）	参加申込書等提出締切
令和元年	9月5日（木）【予定】	参加資格審査結果通知
令和元年	9月17日（火）	企画提案書等への質問書受付締切
令和元年	9月19日（木）	企画提案書等への質問書に対する回答
令和元年	9月24日（火）【予定】	企画提案書等の提出締切
令和元年	10月3日（木）【予定】	プレゼンテーションの実施
令和元年	10月11日（金）【予定】	審査結果通知書の送付
令和元年	10月18日（金）頃	契約締結

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書等の提出締切時点で、単独の事業者の場合は①から⑨までの全ての要件を満たしていること。共同事業者の場合は、全ての構成員が①から⑩までの全ての要件を満たしていること。

なお、共同事業者の構成員は、単独の事業者として、又は他の共同事業者の構成員として参加することはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ④ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ⑧ ISMS・ISO27001を取得していること。
- ⑨ ISO9001を取得していること。
- ⑩ 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、参加申込書等提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体結成予定書を作成し、提出すること。

7 説明会

実施しない。

8 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（第2号様式）を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。なお、電子メール件名に「【会社名】久留米市災害対策本部支援システムプロポーザル質問書」と記載すること。

(2) 期限

- ① 参加申込書等への質問書の提出期間
令和元年8月13日（火）から令和元年8月23日（金）（土日祝日を除く。）までの8時30分から17時00分まで
- ② 企画提案書等への質問書の提出期間
令和元年8月13日（火）から令和元年9月17日（火）（土日祝日を除く。）までの8時30分から17時00分まで

(3) 回答方法

質問書（第2号様式）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

- ① 参加申込書等への質問書への回答期限
令和元年8月27日（火）17時00分まで
- ② 企画提案書等への質問書への回答期限
令和元年9月19日（木）17時00分まで

9 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程理解した上で、次の書類を提出すること。

① 参加申込書等の提出書類

- ア 参加申込書（第1号様式） 1部
- イ 会社概要書（第3号様式） 1部
- ウ 参加資格調書（第4号様式） 1部
- エ 業務実績調書（第5号様式） 1部
- オ ISMSの認証取得証明書 1部
- カ 委任状（第6号様式） 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）
- キ 共同事業体結成予定書（第7号様式） 1部

※代表者：ア及びカ

※いずれかの構成員：エ

※共同事業体に属する全ての構成員部分：イ、ウ、オ及びキ

久留米市競争入札参加資格者名簿に未登録の者にあつては、次に掲げる書類を提出すること。

ク 法人にあつては、役員等調書及び照会承諾書（第 11 号様式）、登記事項全部証明書（法人登記簿謄本）及び納税等証明書（下記参照）

ケ 個人にあつては、役員等調書及び照会承諾書（第 11 号様式）、身分証明書及び納税等証明書（下記参照）

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書発行所	法人	個人
市外 県外	市外 県内	市内 準市内		税目			
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所轄 税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税 事務所	福岡県税に 未納がない証明	福岡県税に 未納がない証明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、 市県民税、 固定資産税、 軽自動車税	久留米市	久留米市税に 滞納がない証明	久留米市税及び 国民健康保険料 に滞納がない証明
—	—	△	久留米市国民健康保険	国民健康保険	久留米市	不要	

(例 1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例 2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

② 企画提案書等の提出書類

ア 企画提案書 正本 1 部 副本 12 部（「10 企画提案書作成方法」を参照）

イ 久留米市災害対策本部支援システム機能表 1 部

ウ 価格提案書（第 8 号様式） 1 部

エ 価格提案書（第 9 号様式） 1 部

オ 価格提案書の内訳書（第 9 号様式別紙） 1 部

カ 実施体制表（第 10 号様式） 1 部

キ アからカまでを含む電子媒体 正本 1 部 副本 1 部

(2) 提出期間及び時間

① 参加申込書等の提出期間

令和元年 8 月 13 日（火）から令和元年 8 月 30 日（金）（土日祝日を除く。）までの
8 時 30 分から 17 時 00 分まで

② 企画提案書等の提出期間

令和元年 8 月 13 日（火）から令和元年 9 月 24 日（火）（土日祝日を除く。）までの
8 時 30 分から 17 時 00 分まで

(3) 提出方法

① 参加申込書等

持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

② 企画提案書等

持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

価格提案書（第8号様式、第9号様式）については、封筒に入れ、封筒の表面に以下の事項を記入すること。

- ・宛先「久留米市長 大久保 勉 宛」
 - ・業務名「久留米市災害対策本部支援システムの導入に係る業務委託」
 - ・商号又は名称
 - ・代表者職氏名
 - ・「価格提案書（第8号様式、第9号様式、第9号様式別紙）」在中
- また、封緘（封の糊付け）、封筒の継ぎ目に押印し、提出すること。

(4) 提出先

「17 問い合わせ先」に記載する担当窓口

10 企画提案書作成方法

「久留米市災害対策本部支援システムの導入に係る業務委託企画提案書作成要領」のとおり。

11 審査方法

企画提案書等については、デモンストレーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

(1) デモンストレーション実施日

令和元年10月3日（木）【予定】

(2) 実施場所

企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

(3) 提案時間 45分

ただし、機器の設置及び撤去にかかる時間は含めないものとする。

(4) 質疑応答 15分

(5) 参加人数 5人以内

(6) 留意事項

ア スクリーンは、本市が準備する。ただし、パソコン及びプロジェクターは各提案者が準備すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

12 候補者の選考方法

(1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

(2) 最高点の者が複数の場合は、下記の順で特定するものとする。

ア 「機能評価」の得点が高いもの

イ 「企画提案」の得点が高いもの

ウ 「価格提案」の得点が高いもの

13 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。

(2) 通知時期

令和元年10月11日（金）【予定】

14 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が「3 提案上限額」を超過した場合
- (7) 久留米市災害対策本部支援システム機能表における必須項目のうち、「対応不可」の項目がある場合

15 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

16 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

17 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市総務部防災対策課（担当：森田）

電話 0942-30-9074 ファクシミリ 0942-30-9712

電子メールアドレス bousai@city.kurume.fukuoka.jp